

発議第 1 号

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 岡 田 修 明

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

3月に高校生ら8人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

国は、都道府県知事等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」、大学などの教育機関等に「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出した。これらに基づき、関係都道府県や自治体が事故防止に取り組んでいるところであるが、バックカントリースキーの増加等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生するおそれがある。そこで、国には、雪崩遭難者の早期救助のための登山者位置検知システムの導入促進を図ることを求める。

記

- 1 山岳での電波伝搬特性に優れた150MHz帯の位置検知システムの導入を促進すること
- 2 周波数の有効利用を促進するために時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること
- 3 登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること
- 4 登山者が端末を安価に保有できるようにするためにレンタル制の導入や、標準規格の統一を図ること
- 5 電波を発信する登山者位置検知システム(特定小電力無線局を除く)の速やかな免許を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月9日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
総務大臣

発議第 2 号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来なかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月9日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
内閣官房長官

発議第 3 号

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

賛 成 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。また、2017年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29,760人(初年度分3,060人)は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまった。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題である。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要である。

厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっている。このような状況にあって、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、テストやドリルなど教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩される状況となっている。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見する。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請する
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する
- 3 教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する
- 4 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、

国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する

- 5 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請する
- 6 高校授業料無償制度への所得制限撤廃が実現するよう要請する
- 7 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要である。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件を改善するよう要請する

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
地方創生担当大臣

発議第 4 号

オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書

今年 8 月に陸上自衛隊矢白別演習場で実施予定の日米共同訓練に、垂直離着陸機 MV22 オスプレイが初めて参加すること、同機を使用した訓練場所として北海道大演習場も候補地として検討していることが報道された。参加するのは昨年 12 月に名護市の浅瀬に墜落大破したものと同型機である。

米軍は、この事故からわずか 6 日後に機体の安全性が確認されたとして、飛行訓練を再開した。墜落事故は、かねてより指摘されているオスプレイの構造的欠陥と危険性を露わにした形となった。オートローテーションの不備、空中給油のハード面での欠陥や訓練の危険性に関する検証もなされず、また今回の事故原因の詳細な検証もなされないまま、全国各地で訓練を再開している。

本道への飛来と訓練は地元住民のみならず、道民全体の不安を募らせるものである。防衛省は空中給油訓練について「事故原因を完全に特定するには至っていない」としたものの、米軍の「安全対策は有効」との説明を受け、訓練再開を容認しており、菅官房長官も「防衛省、自衛隊の専門的知見に照らした結果、事故防止に有効と認められる対策を幅広くとっていると認められた」としている。国民の安全より米軍の発表を鵜呑みにし、「日米同盟」を優先した政府の態度に大きな怒りが広がっている。

すでに沖縄普天間基地に 24 機配備（うち 1 機が墜落）している米軍は、横田基地に新たに 10 機配備を予定、防衛省が購入を決めている 17 機と合わせると 51 機ものオスプレイが日本全土を飛び回ることになる。低空・夜間飛行訓練や市街地上空飛行など、墜落の危険にとどまらず、騒音や振動の被害、不安がひろがっている。

こうしたオスプレイの道内訓練は道民の安全を脅かすものであり、容認できない。また、矢白別演習場では 1997 年以来、米海兵隊の訓練が固定化され、2013 年 6 月に米海兵隊が誤射した 155 ミリ榴弾（りゅうだん）が演習場内の牧草地に着弾、地域住民を不安に陥（おとし）れ、周辺自治体からも怒りの声があがった。

以上のことから、国に対して下記の要項を強く求める。

記

- 1 米軍に対して、名護市でのオスプレイの事故原因の徹底究明を求めること
- 2 オスプレイによる飛行訓練・空中給油訓練の中止、道内での飛行訓練の中止を米軍に求めること
- 3 安全性の確証がないオスプレイの購入と運用を撤回すること
- 4 道内演習場の米軍使用を固定化しないこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
外務大臣
総務大臣

発議第 5 号

学校給食の拡充・無料化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 岡 田 修 明

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

学校給食の拡充・無料化を求める意見書

文部科学省の調査によれば、平成 27 年度現在の国公立学校の完全給食実施率は、小学校 99.1%、中学校 88.1%、特別支援学校 89.5%、夜間定時制高校 77.5%となっている。学校給食は 1889（明治 22）年に山形県の小学校で、貧困児童を対象に提供したのが始まりとされている。戦時中は食糧不足があつて中断されたが、子どもたちの栄養状態の悪化などから、1947（昭和 22）年に再開され、今日に至っている。

この間、学校給食に対する国民の願いは強く、自治体の取り組みと相まって、小学校では、ほぼ、100%の実施率に到達しようとしている。同時に人件費、消費税、材料費の高騰などの要因によって、自治体財政を圧迫するなどの矛盾が生じている。

しかし、そういう中にあつても、この数年自治体の努力による給食費無料（無償）化が進んできている。新聞報道によれば、2016（平成 28）年 12 月現在の給食費無償化は少なくとも 55 市町村に及んでいるとされている。この背景には学校給食の教育的効果もさることながら、子どもの貧困の広がりがあることは明らかだ。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要である。同時に無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくない。

一方、2016（平成 28）年 3 月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出された。今、学校給食費の無料化は、教育的効果と貧困への対応策というだけでなく、子育て支援とまちづくりの柱に位置づけられると言っても過言ではない。

よって、政府におかれては、こうした状況にかんがみ、学校給食の無料化を早期に実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣

発議第 6 号

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書

昨年12月、第71回国連総会の全体会で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決定する決議（『多国間核軍備撤廃交渉の前進』）が多数（賛成113、反対35、棄権13）で採択された。交渉会議は今年3月と6月～7月に国連本部で開かれる。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きである。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力を持つ協定（条約）によって、禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し、廃絶する道が開かれるからである。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調して反対票を投じた。国際社会での合意にも、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論にも反するものだ。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第1号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには人類で唯一、国民が被爆の体験を持つ国の政府として当然、日本政府が支持し、積極的に推進すべきものである。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度をただちに改め、6月から7月にかけてニューヨークの国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶のための条約実現に努力するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月9日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

発議第 7 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 岡 田 修 明

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急

増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること

- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること
- 7 自治体の基金は、様々な経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

発議第 8 号

平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いている。特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 46 万 1 千人と、給与所得者の約 3 割に達している。また、道内の非正規労働者 91 万人(雇用労働者の 39.7%)のうち、29 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」と合意している。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 3 年連続で表記している。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 29 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用し、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対する補助金等の支援拡充と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること
- 2 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」「平成 32 年までに全国平均 1,000 円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること
- 3 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 896 円)を下回らない水準に改善すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
北海道労働局長
北海道地方最低賃金審議会長

発議第 9 号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 29 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成 18（2006）年 8 月「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）を公表し、平成 20（2008）年から順次指針内容を実施している。この「指針」第 6 章「教育水準の維持向上を図る高校配置」のなかで「高校配置の考え方」として「1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を 40 人に固定したうえで「特例 2 間口校」制度の廃止も示した。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編をすすめ、その判断を 1 学年 2 学級以下校においては、通学区区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしている。

しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果、平成 20（2008）年から道立高校 38 校が閉校となった。そのうち 18 校は地域唯一の高校の閉校であった。高校のない地域に住む生徒は遠距離通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵す状況にある。都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、住民の声を十分に聞かないまま大規模な統廃合がすすめられている。1 学年 4～8 学級を「適正」規模、1 学級 40 人に固執すれば、現在 90 校程度ある 3 間口以下の道立高校で今後も統廃合が進む可能性が大きいと言える。保護者や地域住民の声を聞くために開催している「地域別検討協議会」での参加者からは「機械的に高校を無くさないで欲しい」という声が多く聞かれる。

「指針」が「望ましい学校規模」の利点として、「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげているが、地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない難点も指摘される。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根ざした特色ある学校教育を受けることができる点である。「望ましい学校規模」に固執するのではなく、地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切であり、そのことが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考える。

いま求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子供の学ぶ権利の保障である。現在道教委は、指針の見直しを検討し、平成 30（2018）年 3 月をめどに「新しい指針」の決定をめざしているが、地域住民と地域社会の声が盛り込まれることが強く求められる。この 10 年間で行われた硬直した高校統廃合を見直し、再び機械的かつ大規模な高校統廃合が行われないような指針を策定する必要がある。

よって、八雲町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子供の学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「新たな高校教育に関する指針」を検討・見直すこと
- 2 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行わないこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
北海道議会議長
北海道知事
北海道教育委員会教育長